

教育委員会月報



文部科学省

■ 文部科学大臣年頭の所感

令和5年 年頭の所感 文部科学大臣 永岡 桂子

● **特集** 児童生徒課

● **生徒指導提要の改訂について**

事業紹介 教育課程課教育課程企画室

特定分野に特異な才能のある児童生徒の指導・支援について

[調査・統計] **令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等
生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について**

Series **地方発！我が教育委員会の取組**

相模原市教育委員会／徳島県那賀町教育委員会

お知らせ



2023年1月25日発行 第74巻10号

2023 January





C O N T E N T S

■ 文部科学大臣年頭の所感

令和5年 年頭の所感 文部科学大臣 永岡 桂子 1

● **特集** 児童生徒課

● **生徒指導提要の改訂について** 6

■ **事業紹介** 教育課程課教育課程企画室

**特定分野に特異な才能のある
児童生徒の指導・支援について** 10

[調査・統計] **令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等
生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について**
児童生徒課 11

● **Series** 地方発! 我が教育委員会の取組

教員志望者の心に灯をともします!
～「さがみはら大冒険!」「ナイトフォーラム」「学DAY!」の実施～
相模原市教育委員会 17

GIGAスクール構想「那賀町モデル」推進に向けて
～学校現場の声と教育行政の動き～
徳島県那賀町教育委員会 22

お知らせ

**トビタテ!留学JAPAN、新・日本代表プログラム【高校生等対象】
(第8期生)の応募申請が始まります**
総合教育政策局国際教育課 25

第32回全国産業教育フェア青森大会さんフェア青森2022
参事官(高等学校担当)付産業教育振興室 28

GIGAスクール関係の最新情報をお届け!
GIGA StuDX推進チーム 32

文部科学大臣 令和5年 年頭の所感



文部科学大臣 永岡 桂子

【はじめに】

令和五年の年頭に当たり、謹んで御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響が長期にわたる中、困難な状況下での活動に尽力する全ての方々に、改めて敬意を表します。文部科学省が担う教育、科学技術、スポーツ、文化は、これからの未来を切り拓くいずれも重要な分野です。これらの歩みを止めないという強い決意で、引き続き様々な取組を進めてまいります。

【教育】

（初等中等教育）

いつの時代も、教育は国家、社会の礎であり、発展の原動力です。新しい資本主義の柱の一つである「人への投資」を強化し、子供たちが自ら個性を磨き、創造性を伸ばし、国際社会で活躍できる心豊かな国民に成長するよう、教育振興、教育投資の充実に努めます。

全ての子供たちの可能性を最大限に引き出す「令和の日本型学校教育」実現のためには、同一年齢・同一内容の学習を前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、新学習指導要領の下での、「個別最適な学び」と「協働的な学び」との一体的な充実が不可欠です。

質の高い教育を実現するため、教職員が安心して本務に集中できる環境づくりや、中央教育審議会答申を踏まえた教師の養成・採用・研修等の改革に全力で取り組みます。小学校三十五人学級の計画的整備や、高学年における教科担任制の推進、多様な支援スタッフの充実により、指導体制の一層の整備を図り、校務DXの加速を含め、学校における働き方改革を更に推進します。令和4年度実施の勤務実態調査の結果等を踏まえ、給特法等の法制的な枠組を含めた教師等の処遇の在り方を検討します。特別免許状の積極的な活用等を促進し、多様な専門性を持つ社会人が教職に就きやすい環境整備も進めます。

教育公務員特例法の改正を踏まえた、新たな教師の学びを実現する研修の高度化を進めます。また、GIGA

スクール構想を力強く進めるため、運営支援センターの機能強化や効果的な実践例の創出・展開、教育委員会・学校への積極的な支援により、一人一台端末活用の「日常化」を進めます。デジタル教科書については、令和6年度以降を見据え、英語をはじめとして全ての小中学校等を対象に提供し、学びの充実に向け、活用を進めてまいります。

普通科改革等による文理横断・探究的な学び、産業教育の充実、通信制高校の質保証等の高校改革を推進します。初等中等教育から高等教育までの理数系教育を一層充実するとともに、女子高校生の理系選択者の増加に向けて取り組みます。

幼児教育の質の向上も重要です。全ての子供に学びや生活の基盤を育むため、各地域における幼保小接続期のカリキュラム開発・実施等を促進します。

痛ましい通園バスの事故が二度と起こらないよう、関係省庁と連携し、送迎バスの安全装置の義務化を含む緊急対応策と支援策を実施するとともに、通学路を含む学校安全も推進します。児童生徒等に対する性犯罪・性暴力の根絶に向け、「生命（いのち）の安全教育」の取組を進めるとともに、教育職員性暴力等防止法を踏まえた取組を徹底してまいります。

子供たちに豊かな学びを保障するため、社会が一体となって教育活動を支えることが必要です。学校運営協議会制度の全校導入を進めます。休日の部活動について、地域の様々な実情にあわせながら、地域連携や地域クラブ活動への移行に取り組みます。

学校施設は、学びの場であり、災害時には避難所ともなることから、教育環境の向上と老朽化対策とを一体的に進めます。

（高等教育）

ソサエティ5.0に向けた人材育成やイノベーション創出の基盤として、大学や高等専門学校等への期待は益々高まっています。「教育」「研究」「ガバナンス」の一体的改革を推進し、教育研究基盤の強化を図ります。

デジタル、グリーンなどの成長分野の人材の育成は喫緊の課題であり、意欲ある大学等が成長分野への学部転換等の改革に踏み切れるよう支援します。産業界や諸外国から高い評価を受ける高等専門学校について、更なる機能の高度化、海外展開と国際化、地域ニーズを踏まえた取組を進めます。

社会人の学び直しを充実させ、新たなチャレンジができる社会を構築します。

我が国の公教育を支える私立学校が今後も持続的に発展するため、社会の要請に応えつつ、学校法人が主体性をもって改革を進められるよう、制度改正に取り組みます。

これらの実現に向け、国立大学法人等の運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成など基盤的経費を安定的に確保してまいります。

教育未来創造会議の第一次提言を着実に実行するとともに、「コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資」の具体化に向け、新たな外国人留学生受入れと日本人学生等の海外派遣の在り方など、今春の第二次提言取りまとめに向けた議論を進めます。

（誰もが学ぶことができる機会の保障）

様々な課題を抱える子供たちを誰一人取り残さず、可能性を最大限に引き出すことは重要です。子供を巡る、複雑化し、多岐にわたる課題に対応する司令塔としてのこども家庭庁との連携も重要です。

障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、貧困、不登校、虐待等の困難を抱える児童生徒、特異な才能のある児童生徒、へき地の児童生徒等については、不登校特例校及び夜間中学の全都道府県等での設置、オンライン指導・取り出し指導促進や実証研究の実施といった支援の充実を図ります。医療的ケアが必要な子供や健康課題を抱える子供に対応できるよう、医療的ケア児への支援の充実や養護教諭等の支援体制の強化を進めます。昨年成立した法律に基づき、在外教育施設における教育を更に振興します。

痛ましいいじめ事案が続き、学校や教育委員会等の対応が不十分と指摘される事例も見られます。これを重く受け止め、子供たちが深く傷つくことがないように、現場の状況も踏まえ、法律や基本方針等の理解の徹底を図るとともに、早期の組織的対応の徹底・関係機関との連携推進等を教育委員会等に強力に指導します。

経済事情によらず、誰もが質の高い教育を受けられることは重要です。幼児期から高等教育まで切れ目なく、教育の無償化や負担軽減を着実に実施します。特に、学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大や、ライフイベントに応じた柔軟な返還・納付、出世払いの仕組みを創設します。物価の高騰を踏まえ、各自治体における学校給食費等の保護者負担軽減を促進します。

昨年、次期教育振興基本計画の策定について中央教育審議会に諮問しました。国内状況や国際環境の変化を踏まえた教育政策の方針についてしっかりと検討を進めます。

本年5月に富山県・石川県で共催されるG7教育大臣会合の準備を着実に進めてまいります。

【科学技術・イノベーション】

科学技術立国は、岸田内閣の成長戦略の柱です。成長の原動力である科学技術・イノベーションへの投資を力強く実行します。

近年、相対的に低下する我が国の研究力の強化は喫緊の課題です。

十兆円規模の大学ファンドによる令和六年度以降の支援開始に向け、国際卓越研究大学法に基づき、世界最高水準の研究大学の実現に向けた取組を着実に進めます。あわせて、地域の中核大学や、特定分野に強みを持つ研究大学の強化等を図ります。

また、若手研究者への支援を強化します。博士後期課程学生への経済的支援の充実を図るとともに、博士号取得者が幅広く活躍できるキャリアパスを整備します。

さらに、持続的なイノベーションの創出には、学術研究・基礎研究の充実が重要です。科学研究費助成事業、戦略的創造研究推進事業、創発的研究支援事業や世界トップレベル研究拠点プログラム等の充実、国際共同研究の抜本的強化等により、研究者の挑戦を支援します。

研究の成果を社会に実装するため、産学官による「共創の場」の形成等を進め、大学・高専発スタートアップを次々と創出する環境の整備や、「起業家教育」の充実を図ります。

研究施設・設備やデータの活用も重要です。「NanoTerasu（ナノテラス）」など、世界最高水準の大型

研究施設の整備・共用、次世代計算基盤の調査研究を進めるとともに、量子コンピュータ・スーパーコンピュータを組み合わせた計算基盤の開発等を通じて、研究DXを高度化・推進してまいります。

二〇五〇年カーボンニュートラルの達成に向け、半導体や蓄電池、バイオものづくり等の革新的な環境・エネルギーに関する研究開発、ITER計画等の核融合研究のほか、高温ガス炉に係る研究開発・高速実験炉「常陽」の早期運転再開を含めた高速炉開発等の次世代革新炉に係る研究開発に着実に取り組みます。

AI等の情報科学技術、量子、マテリアル、再生・細胞医療・遺伝子治療といったライフサイエンスなど、重要技術の研究開発を戦略的に進めます。

将来の感染症危機に備え、国産ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成等を進めます。宇宙分野は、フロンティアとしてのみならず、新たな産業創出や安全保障の観点からも重要です。イプシロンロケット6号機の打上げ結果の原因究明と対策を早急に講じるとともに、H3ロケット初号機打上げに向けて取り組みます。また、日本人初の月面着陸を目指す「アルテミス計画」や、宇宙科学・探査、基幹ロケットの開発、革新的将来宇宙輸送システムの研究開発等を進めます。

南海トラフの地震津波観測網の構築を含む防災分野や、北極域研究船の建造を含む海洋・極域に関する研究開発、「もんじゅ」や「ふげん」の安全・着実かつ計画的な廃止措置等の原子力に関する取組を推進します。

科学技術・イノベーションにおいても、経済安全保障の推進が重要です。関係府省と連携し、先端的な重要技術を育成し、適切に守る取組を進めます。

【スポーツ】

スポーツには、国民一人一人の人生を豊かにし、社会を変え、未来を創り上げる力があります。昨年開催された北京冬季オリンピック・パラリンピック競技大会では多くの日本人選手が活躍し、サッカーW杯でも強豪国を相手にベスト16まで勝ち進むなど、国民に勇気と感動を与えてくれました。

東京オリンピック・パラリンピックのスポーツレガシーの継承・発展に向け、第三期スポーツ基本計画を推進し、スポーツそのものの価値や社会活性化等への寄与といった価値を更に高め、「スポーツ立国」の実現を目指します。

併せて国際競技大会等の運営の透明性・公正性の確保、スポーツ団体のガバナンスや経営力の強化、ドーピング防止活動等を通じたスポーツの誠実性・健全性・高潔性の確保等を進めるとともに、デジタル技術も活用し、アスリートの国際競技力向上やセカンドキャリア形成支援、学校体育の充実や地域における持続可能で多様な子供たちのスポーツ環境整備、国民のスポーツ実施率向上を図ります。

スポーツを通じた健康増進や経済活性化、地域振興や共生社会の実現に取り組んでまいります。

【文化芸術】

文化芸術は、人々の創造性を育み、生活を豊かにするとともに、地方創生の実現など無限の可能性を秘めています。このため、ウィズコロナでの文化芸術活動の再開・継続・発展を支援するとともに、子供たちの文化芸術体験の機会を充実します。

日本各地で文化の振興を通じた経済・社会の活性化に取り組みます。

昨年成立した改正博物館法を踏まえ、博物館機能強化を推進します。また、日本語教育機関の水準の維持向上等を図るための法案及びDXの進展に対応した権利保護と利用円滑化のための著作権制度の充実のための法案の提出に向けて検討を進めます。

「日本博2.0」を推進するとともに、文化芸術のグローバル展開、国立劇場の再整備などの文化施設の機能強化、「日本遺産」等の地域の文化資源の磨き上げ、地域一体となった文化観光や食文化の振興を進めます。「文化財の匠プロジェクト」の推進に取り組みます。「第二期文化芸術推進基本計画」の策定を進め、幅広い文化芸術による国づくりを推進し、日本文化の魅力を国内外へ発信します。

「佐渡島の金山」については、ユネスコ世界文化遺産登録に向け推薦書正式版を提出し、新潟県、佐渡市及び関係省庁と一丸となって取り組んでまいります。

「伝統的酒造り」についても、ユネスコ無形文化遺産登録に向け、関係省庁と連携し、着実に取り組んでまいります。

本年三月の文化庁の京都移転に向け、着実に準備を進めます。

なお、旧統一教会に関しては、宗教法人審議会の御了解をいただいた上で、報告徴収・質問権を行使し、まずは具体的な証拠や資料を伴う客観的な事実の把握に努めてきたところです。今後も引き続き、関係省庁と連携して対応を進めてまいります。

【終わりに】

文部科学行政は、「人」を育み、「人」の英知や創造力を最大限引き出すことにより、国民の皆さまの人生を幸福で豊かなものにし、我が国の成長の源泉ともなるものであり、いずれも極めて重要です。私は、一女性そして母親の経験を活かした国民視線を大切にしながら、出来る限り現場に足を運び、その声にしっかりと耳を傾け、様々な課題に対して果敢に取り組んでまいります。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

生徒指導提要の改訂について

児童生徒課

「生徒指導提要」は、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、平成22年に作成されました。近年、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめの重大事態や児童生徒の自殺者数の増加傾向が続いており、極めて憂慮すべき状況にあります。加えて、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」の成立等、関連法規や組織体制の在り方など、提要の作成時から生徒指導を巡る状況は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理するとともに、今日的な課題に対応していくため、「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」を設置し、「生徒指導提要」について12年ぶりの改訂を行いました。

子供たちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、学校教育には、子供の発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育が求められています。こうした中で、生徒指導は、一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸張、社会的資質・能力の発達」に資する重要な役割を有しています。

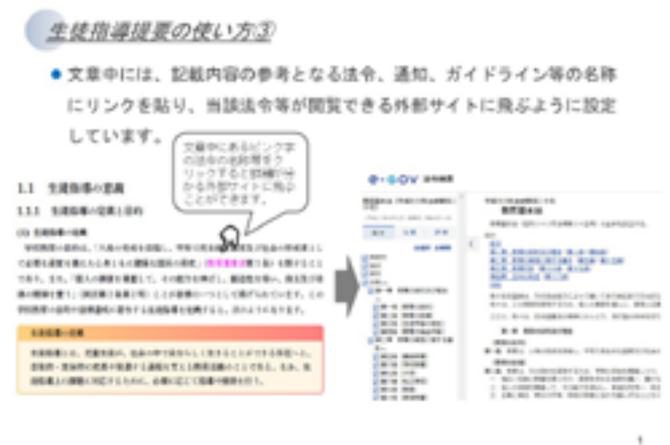
今般の改訂では、課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず、児童生徒の発達を支えるような生徒指導の側面に着目し、その指導の在り方や考え方について説明を加えています。

また、新学習指導要領やチーム学校等の考え方を反映させるとともに、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等の考え方に関する記載についても記載の充実を図っております。

加えて、今回初の試みとして、現場の教員だけでなく、

教員を志す学生や学校内外の関係者等多くの方が読むことができるよう電子版テキストとして、昨年12月に公表いたしました。

電子版テキストとしたことで、文中のキーワードから関連する法令や通知等をすぐに関連することが可能となり、また、法改正や新たな通知の発出に合わせて随時該当箇所を更新することができるようになりました。さらに、今回の改訂にあたっては、利用ガイドを作成し、限られた時間の中でも、現場の教員が効率よく読めるよう工夫をしております。（なお、生徒指導提要（改訂版）については、今後冊子版での販売を予定しております。）

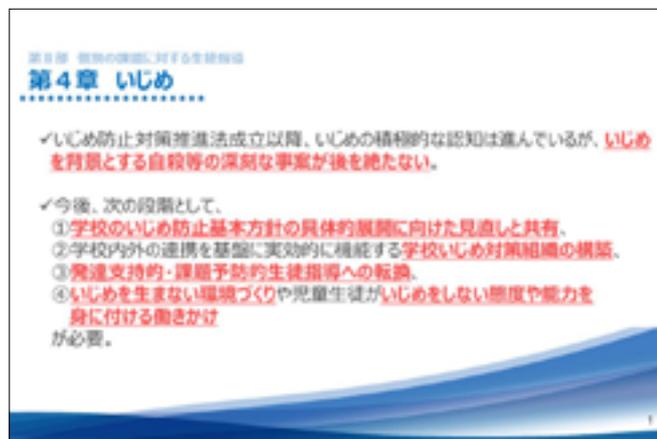


これより、第4章から第13章の各章についてポイントを絞って解説します。

① 第4章 いじめ

いじめ防止対策推進法が成立して以降、各学校などにおいて、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、未だにいじめを背景とする自殺などの深刻な事態の発生は後を絶たない状況です。このような状況下において、これまでの取組に加え、①各学校の「い

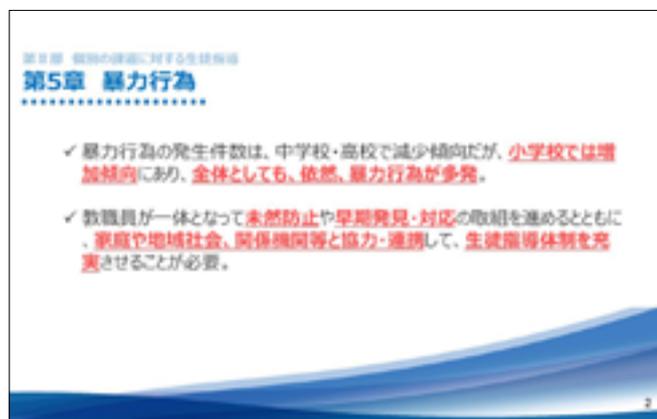
じめ防止基本方針」の見直しと共有、②実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、③全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導へのシフト、④いじめを生まない環境づくりといじめをしない態度や能力の育成がより一層求められています。



2

第5章 暴力行為

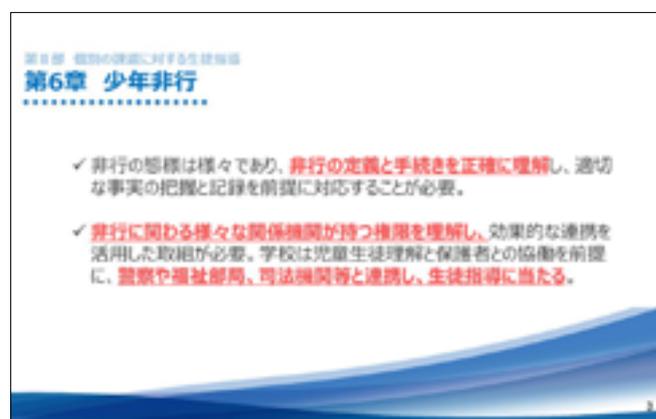
暴力行為の発生件数は、中学校、高等学校において減少傾向にある一方、小学校においては増加傾向にあり、依然として多くの暴力行為が発生しています。そのため、教職員が一体となって、未然防止や早期発見・早期対応の取組、家庭・地域社会等の協力を得た地域ぐるみの取組を推進するほか、関係機関と連携していくことが重要です。



3

第6章 少年非行

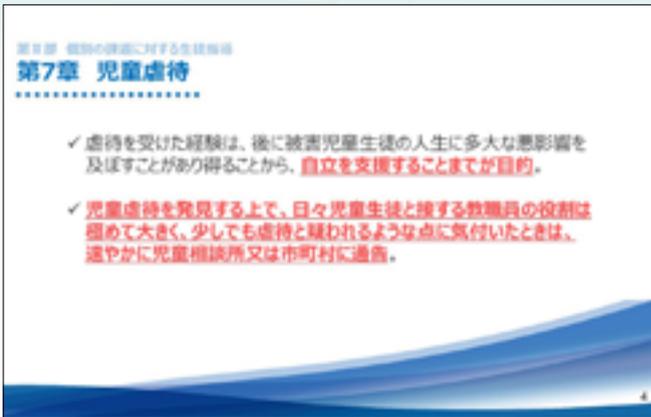
非行が意味するものは多様ですが、校内の指導にとどまらず、児童生徒やその保護者の私生活も関係機関の介入の対象となります。そのため、まず非行の定義と手続きを正確に理解し、適切な事実の把握と記録を前提に対応することが求められます。非行に対しては、児童相談所、児童福祉施設、警察や少年補導センターと家庭裁判所、少年鑑別所など、様々な関係機関が持つ権限を意識することが重要になります。



4

第7章 児童虐待

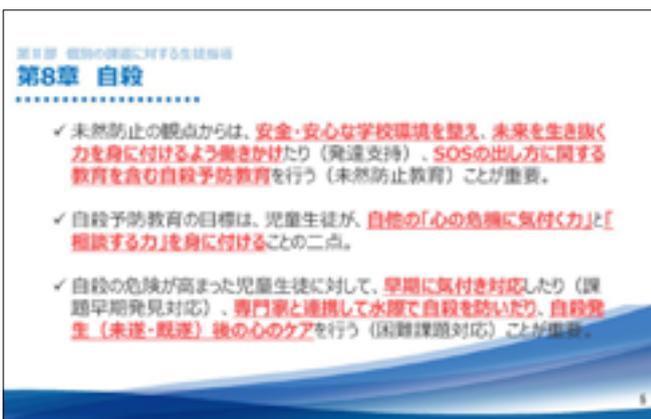
児童虐待は、後に被害児童生徒の人生に多大な悪影響を及ぼす可能性があることから、その対応に当たっては、被害児童生徒の自立を支援することまでが目的となります。児童虐待を発見する上で教職員の役割は極めて大きく、少しでも虐待と疑われるような点に気付いたときには、速やかに児童相談所又は市区町村（虐待対応担当課）に通告し、福祉や医療、司法などの関係機関と適切に連携して対応することが求められます。



5

第8章 自殺

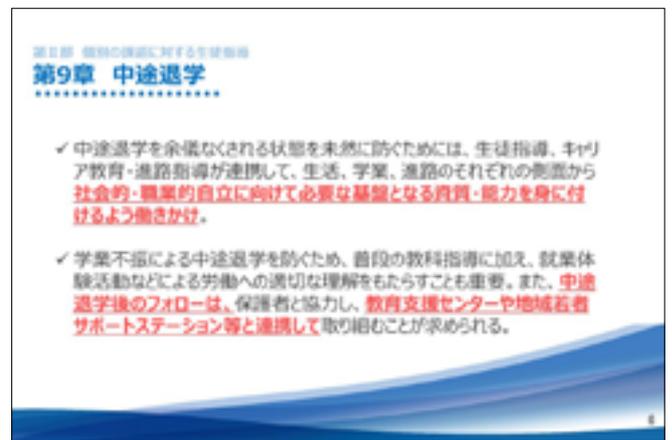
「未来を生きぬく力」を身に付けるよう促す「命の教育」などの発達支持的生徒指導、「SOS の出し方に関する教育を包含した自殺予防教育」の課題未然防止教育、さらに、ハイリスクな児童生徒に早期に気づき関わる課題早期発見対応と、危機介入により水際で自殺を防ぐ、あるいは自殺発生後の心のケアを行う困難課題対応的生徒指導から、学校での自殺予防は成り立ちます。これらの取組を進めるために、教職員の児童生徒の心の危機の叫びを受け止める力の向上と学校内外の連携に基づく自殺予防のための組織的な指導・相談体制の拡充を図ることが、喫緊の課題です。



6

第9章 中途退学

高校における中途退学者の数は年々減少傾向にあり、中途退学の理由は様々ですが、一方で、生活、学業、進路に関する複合した問題の結果として中途退学に至ることもあります。特に、学業不振による中途退学を未然に防ぐためには、普段の教科指導に加えて、就業体験活動などを通じて、労働への適切な理解をもたらすことも重要です。さらに、中途退学後のフォローには、学校における取組のみならず、保護者の協力の下、地域若者サポートステーションをはじめとする関係機関と連携しながら取り組むことが考えられます。



7

第10章 不登校

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すことが求められます。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意しながら、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえながら適切にアセスメントを行い、対応方針を定めていくことが重要です。

第10章 不登校

- ✓ 不登校児童生徒への支援に当たっては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、**児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指す**に働きかけることが求められる。
- ✓ 魅力ある学校づくりと同時に、不登校の**多様な要因や背景を適切にアセスメントして対応方針を定め、多職種**の専門家や関係機関と連携してチーム学校としての体制を整備することが重要。

8

第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題

インターネットには、匿名性、拡散性などの特徴があり、児童生徒へ指導や啓発を行う際には、こうした特質を十分に把握しながら進めることが肝要です。また、インターネットの問題は、トラブルが起きてしまうと完全に解決することが極めて難しいため、未然防止を含めて、対策を講じるための体制を事前に整えておくことが必要です。

第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題

- ✓ インターネットには、**匿名性、拡散性**などの特徴があり、こうした特質を踏まえて児童生徒へ指導や啓発を行うことが重要。
- ✓ インターネットの問題は**トラブルが発生してしまうと完全に解決することが困難**となるため、未然防止を含め、対策を講じるための体制を事前に整えておくことが必要。
- ✓ 学校だけで取り組むことは難しく、**関係機関と連携しながら対策を進めることが必要**。

9

第12章 性に関する課題

児童生徒を取り巻く性に関する状況において、性感染症、人工妊娠中絶、性犯罪・性暴力、性の多様性など様々な

課題が見られます。性に関する課題への対応においては、関連する法律などの理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が安心して過ごせる環境や相談しやすい体制の整備、それらを支える「チーム学校」として組織づくりが重要となります。

第12章 性に関する問題

- ✓ 児童生徒を取り巻く性に関する状況においては、**若年層のエイズ及び性感染症、人工妊娠中絶、性犯罪・性暴力、性の多様性**など様々な課題が見られる。
- ✓ こうした課題への対応に当たっては、**関連法規の理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が安心してできる環境や相談体制の整備、チーム学校としての組織づくり**が求められる。

10

第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

発達障害、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、その一つ一つが直接に学習指導や生徒指導上の課題となる場合もあります。特に近年、それぞれの課題とその影響が注目され、関連する法律なども整備される中で、生徒指導においてもそのことを理解した上で取り組むことが強く求められるようになってきています。

第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

- ✓ **発達障害、精神疾患、健康、家庭や生活背景**などは、その一つ一つが直接に学習指導や生徒指導上の課題となる場合もあり、加えて、**4章～12章の各課題の背景**になる場合も少なくない。
- ✓ 近年、これらの課題に関連する法律や通知等の整備も進んでおり、そのことを理解した上で、生徒指導を行うことが強く求められている。

特定分野に特異な才能のある児童生徒の指導・支援について

特定分野に特異な才能のある児童生徒（以下「特異な才能のある児童生徒」という。）の指導・支援については、中央教育審議会答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（令和3年1月26日）等において、このような児童生徒の指導や支援の在り方等について専門的な検討が求められたことから、令和3年6月、「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」を設置し、校長会及び教育委員会関係団体の皆様からのヒアリングや国民の皆様からの意見募集を行いながら議論を進めてきました。その結果として、令和4年9月に「審議のまとめ～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として～」（以下「審議のまとめ」という。）がとりまとめられました。

「審議のまとめ」においては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を実現していく一環として、特異な才能のある児童生徒の学習上又は生活上の困難の解消を図り、個性や才能を伸ばすことを今後の取組の基本的な考え方としています。

こうした今後の取組の基本的な考え方の下、今後取り組むべき施策として、「審議のまとめ」では特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進、実証研究を通じた実践事例の蓄積等の必要性が提言されたことから、文部科

学省では、令和5年度政府予算案において、学校や教育委員会が、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する実証研究に取り組んでいただく際に必要となる経費等を盛り込んでいます（下図参照）。本件の詳細については、下記連絡先までお問い合わせください。

なお、文部科学省のホームページ（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/169/index.html）には、「審議のまとめ」や「特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する取組事例のポイント」等の関連資料を公表しております。今後、上記ホームページにおいて本事業に関する公募情報も公表していく予定です。適宜御確認ください。

（連絡先）

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係

電話：03-5253-4111（内線：2562）

E-mail：kyokyo@mext.go.jp

特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進 令和5年度予算額（案） 77百万円（新規）

趣旨

特定分野に特異な才能のある児童生徒は、その才能や認知・発達の特性等がゆえに、学習上・学校生活上の困難を抱えることがあると指摘されている。しかし、これまで我が国の学校において、特定分野に特異な才能のある児童生徒を念頭にいた指導・支援の取組はほとんど行われてこなかった。今後は、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、学校外とも連携し、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対してきめ細かな指導・支援を行っていく必要がある。

事業内容

- **特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進【7百万円】**
特定分野に特異な才能のある児童生徒に関する教職員等の理解を醸成するため、教職員等が児童生徒の特性や効果的な支援の在り方について学習したり、教職員同士が課題認識を共有したりできる研修パッケージを開発する。
【委託先：民間企業】
- **特性を把握する手法・プログラム等の情報集約【3百万円】**
特定分野に特異な才能のある児童生徒に対して、学校関係者及び学校外の機関が適切な支援を行えるようにするとともに、才能を伸ばせる機会を広く提供できるよう、特異な才能のある子供たちの認知・発達等の特性や困難の把握に資するツール等に関する情報や、特異な才能のある児童生徒の指導・支援に関わるプログラム・イベント等に関する情報を収集し、共有する。
【委託先：民間企業】
- **連携施策**
上記に加えて、下記施策との連携を図りながら、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する支援を総合的に推進。
次代の科学技術イノベーションを担う人材の育成（ジュニアクーター育成塾、グローバルサイエンスキャンパス、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業等）、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、学習指導員の配置 など

【学校で経験した困難の例】（特異な才能のある児童生徒の本人・保護者に対するアンケート結果より）
学習上又は学校の学習面を振り返ると、申し分なく感じていたことで、分らないという思いがなければならず苦痛で、授業の中に自分を見出すことができなかった。
・授業で文字を書く速度と脳内の処理速度が釣り合わず、プリントでの学習にストレスを感じていた。
・同級生との話がかみ合わず、大人と話している方が良い、変わっている子扱いされる。
・先生の間違いを指摘してもすぐに忘れてもらえず申し訳ない思いをする。先生の考慮した指導に納得しにくい。
・早熟な知能に対して情報の発達が遅く感情のコントロールが未熟なので、些細な事で怒られてしまったり泣いてしまったり、他の児童と言い合いになったりする。

- **実証研究を通じた実践事例の蓄積【67百万円】**
特異な才能のある児童生徒の指導・支援に関する実証的な研究を実施し、実践事例を蓄積し、その展開を図る。
【委託先：都道府県教育委員会、市町村教育委員会、国立大学法人、学校法人（8団体）】
＜実証研究を通じて検証する事項＞
* 子供の関心等に合った授業
* 多様性を包摂する学校教育環境
* 多様な学びの場の設定や、過ごしやすい居場所としての環境整備
* 学校と学校外の機関の連携による学習面・生活面の指導・支援
* 才能と障害を併せ有する児童生徒の対応 など
【委託先：民間企業（1団体）】
＜実証研究を通じて検証する事項＞
* 教職員・保護者に対する、児童生徒の対応に関する相談支援 など

アウトプット（活動目標）

- ・特異な才能のある児童生徒に対する理解の醸成
- ・支援に関する実践事例の蓄積、支援策の開発、横展開

アウトカム（成果目標）

- ・特定分野に特異な才能のある児童生徒の困難の解消及び才能の伸長

インパクト（国民・社会への影響）

- ・一人一人の才能・個性の尊重
- ・多様性を重視する社会の形成

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について

児童生徒課

はじめに

文部科学省では、児童生徒の問題行動や不登校等の生徒指導上の諸課題について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における取組のより一層の充実に資するとともに、今後の施策の参考とするため、毎年度本調査を実施している。

令和3年度における調査結果は、令和4年10月27日に公表した。

なお、本調査における調査項目・対象は、資料1のとおりである。

資料1 調査項目・対象

- 1) 暴力行為：国公立小・中・高等学校
- 2) いじめ：国公立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会
- 3) 出席停止：市町村教育委員会
- 4) 小・中学校の長期欠席（不登校等）：国公立小・中学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会
- 5) 高等学校の長期欠席（不登校等）：国公立高等学校
- 6) 高等学校中途退学等：国公立高等学校
- 7) 自殺：国公立小・中・高等学校
- 8) 教育相談：都道府県・市町村教育委員会

調査結果の概要

(1) 暴力行為

本調査において「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」を

いい、暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の4つに分類している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は調査対象外としている。なお、本調査においては、当該行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、警察への被害届の有無などにかかわらず、資料2に記載のあるような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを暴力行為として扱っている。

資料2 暴力行為の例

○「対教師暴力」の例

- ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った。
- ・ 教師の胸倉をつかんだ。
- ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた。
- ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた。
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った。
- ・ その他、教職員に暴行を加えた。

○「生徒間暴力」の例

- ・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた。
- ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた。
- ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首を絞めた。
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。
- ・ その他、何らかの人間関係がある児童生徒に対して暴行を加えた。

○ 「対人暴力」 の例

- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。
- ・ 偶然通り掛かった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。
- ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた。
- ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く。）に対して暴行を加えた。

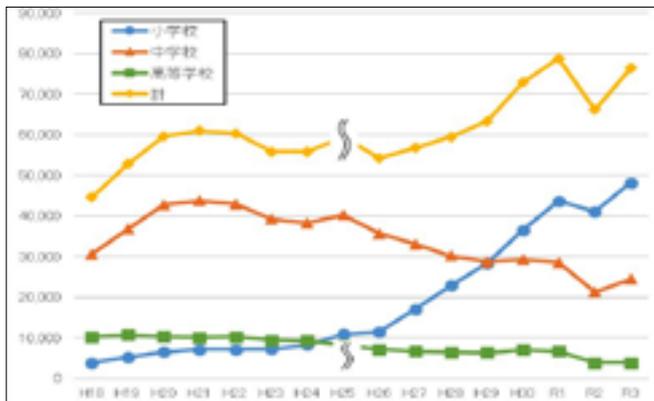
○ 「器物損壊」 の例

- ・ 教室の窓ガラスを故意に割った。
- ・ トイレのドアを故意に壊した。
- ・ 補修を要する落書きをした。
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した。
- ・ 他人の私物を故意に壊した。
- ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した。

令和3年度における国公私立の小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は76,441件であり、令和2年度調査の66,201件から10,240件（15.5%）増加している。児童生徒1,000人当たりの発生件数は6.0件（前年度5.1件）となっている。

学校種別で見ると、令和2年度は全校種で暴力行為の減少がみられたが、小学校・中学校においては増加となった。一方、近年減少傾向にある高等学校の暴力行為は、大幅に減少した令和2年度とほぼ同数となった（図1参照）。

図1 学校種ごとの暴力行為の推移



※平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

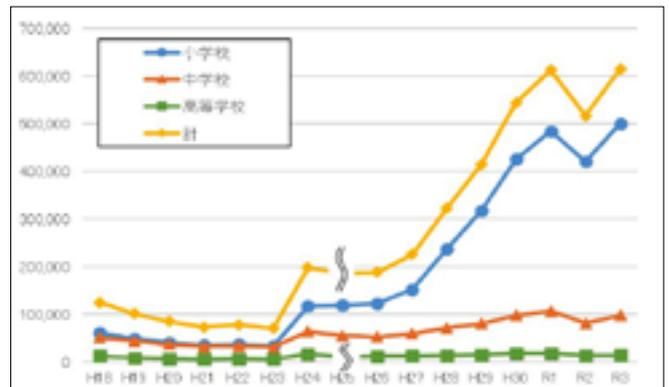
(2) いじめ

本調査において「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこととしている。

令和3年度における小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は615,351件であり、令和2年度調査の517,163件から、98,188件（19.0%）増加している。児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件（前年度39.7件）となっている。令和2年度は全校種で大幅な減少となったが、令和3年度では全校種で再び増加となった（図2参照）。

図2 いじめの認知件数の推移



※平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

いじめを認知した学校は29,210校だった。学校総数に対する割合は79.9%であり、前回調査の78.9%から1.0ポイント増加した。

また、認知したいじめのうち年度末時点で解消しているものは493,154件であり、これは認知されたいじめ件数の80.1%にあたる。

いじめの認知件数について、認知件数の増加は、学校において初期段階のものも含めていじめを積極的に認知し、

その解消に向けて取り組んでいる結果と考えて、肯定的に捉えてきた。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染を予防しながらの生活となったが、部活動や学校行事などの様々な活動が徐々に再開されたことにより接触機会が増加するとともに、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことなどで、いじめの認知件数が増加した。

年度末時点でのいじめの解消状況については、493,154件(80.1%)となっており、早期発見・早期対応ができた件数も多くなっている。

<ネットいじめについて>

今回調査においてパソコンや携帯電話等を使ったいじめの件数は21,900件で、前年度から3,030件増加し、過去最多を更新している。

SNS等を用いたいじめについては、外部から見えにくく、匿名性が高いなどの性質を有するため、学校が認知しきれていない可能性がある。

また、GIGAスクール構想が進展する中、1人1台端末等を使ったいじめが発生する可能性があることにも留意が必要であり、端末の活用におけるルールを明確にし、児童生徒との間で共通理解を図り、教師が児童生徒の書き込みを確認できる設定にするなど、安全かつ効果的に端末を活用できるようにすることが重要である。

いずれの態様のいじめについても、学校として組織的に対処する必要があることは言うまでもなく、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係などの構築等に努め、いじめを訴えやすい体制を整えることが重要であり、また情報モラル教育を推進していくことが必要である。

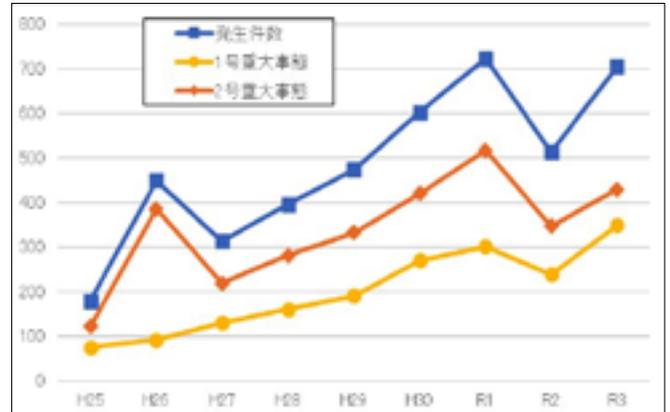
<いじめの重大事態について>

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数は705件と、前回調査の514件から191件増加している。

いじめによって児童生徒の生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑いがある事案(法28条第1項第1号に該当)が349件(前回調査239件)、いじめによって児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事案(同第2号に該当)が429件(前回

調査347件)に、それぞれ増加しており引き続き憂慮すべき状況である(図3参照)。

図3 いじめ重大事態の件数推移



重大事態については、いじめの積極的認知により、早期に対応することで、重大事態に至る前に未然防止することが重要であるが、いじめ防止対策推進法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならない。

「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文科科学大臣決定(最終改定平成29年3月14日))において、「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」とあり、この点には特に留意が必要である。

(3) 長期欠席

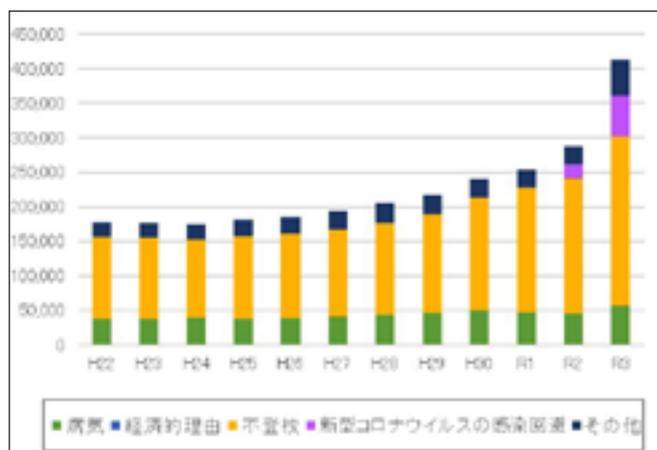
長期欠席の調査については、従来、年度間に児童・生徒指導要録における「欠席日数」が30日以上の子供生徒を長期欠席として調査してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度調査からは児童・生徒指導要録の「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒を長期欠席として調査した。なお、従来どおり、「出欠の記録」の「備考」欄に校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数に含めることとしている。

また、感染回避を目的として登校しない・保護者が登校させないといった事象は、現在の状況に特有のものであり、

従来の不登校やその他の理由とは分けて把握すべきものであることから、欠席理由の区分として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の4区分に加えて、「新型コロナウイルスの感染回避」欄を令和2年度から設けている。

この調査により、「新型コロナウイルスの感染回避」により30日以上登校しなかった児童生徒数は、小学校42,963人、中学校16,353人、高等学校12,388人、合計71,704人であり、在籍児童生徒数に占める割合は約0.6%という結果が明らかとなった（図4参照）。

図4 小・中学校における長期欠席者数の推移



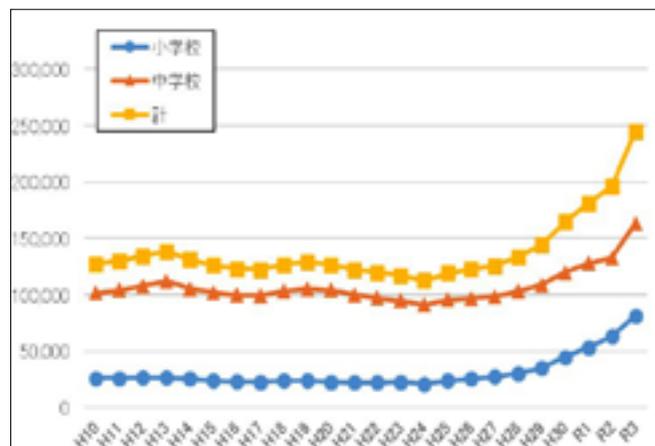
(4) 小・中学校における不登校

本調査において「不登校児童生徒」とは、年度間に30日以上登校しなかった長期欠席児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く）をいう。

令和3年度間の国公私立の小・中学校における不登校児童生徒数は244,940人であり、令和2年度調査における196,127人から48,813人（24.9%）増加している。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は2.6%（前年度2.0%）となった（図5参照）。

小・中学校いずれも増加しており、在籍児童生徒数が減少しているにもかかわらず不登校児童生徒数は9年連続で増加し過去最多となっている。また、約55%の不登校児童生徒が90日以上長期に及び欠席している。

図5 小・中学校における不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒が増加している背景には、休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面も考えられるが、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。

不登校児童生徒の支援に当たっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づく基本指針（「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月31日文科科学省））等に基づき、チーム学校による魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズを早期発見するため、スクリーニングや適切な支援につなげていくための方策を組織的・計画的に実施する必要がある。また、不登校児童生徒の多様な教育機会確保のため、教育支援センター及び不登校特例校の整備、民間団体等との連携による支援を実施するほか、ICTの活用も含めたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談支援体制を充実するなど、個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援の実施を推進することが重要である。

(5) 高等学校における中途退学

本調査において「中途退学」とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、

転学者及びいわゆる「飛び入学」により大学に進学した者は含まない。

令和3年度間の国公立の高等学校における中途退学者数は38,928人であり、令和2年度調査の34,965人から3,963人(11.3%)増加した。中途退学率(在籍者数に対する中途退学者数の割合)は1.2%(前年度1.1%)となっている。

中途退学は近年減少傾向にあるが、令和3年度は増加となった(図6参照)。

中途退学の理由としては、多い順に、「進路変更」が17,219人(中途退学者のうち44.2%)、「学校生活・学業不適応」が11,855人(同30.5%)、「学業不振」が2,560人(同6.6%)等となっている。

図6 高等学校における中途退学者数の推移



(6) 自殺

本調査においては、令和3年度間に死亡した小・中・高等学校における児童生徒のうち、警察等との関係機関とも連携し、学校が把握できた情報を基に自殺であると判断したものや、警察により自殺と判断されたものについて件数を把握している。

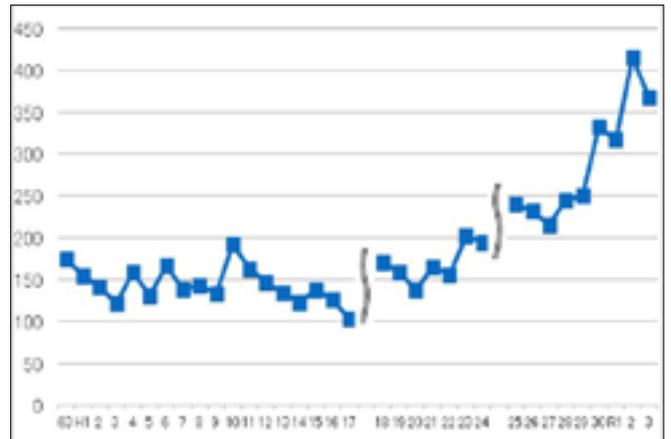
国公立の小・中・高等学校から報告のあった、令和3年度において自殺した児童生徒数は368人であった。令和2年度調査の415人から47人減少しているものの小中学校は増加傾向にあり、児童生徒の自殺が後を絶たないことは極めて憂慮すべき状況である(図7参照)。

内訳は小学校8人(前回調査7人)、中学校109人(前

回調査103人)、高等学校251人(前回調査305人)となっている。

自殺した児童生徒が置かれていた状況として「いじめの問題」があったとされる児童生徒は6人(前回調査12人)であった。

図7 自殺した児童生徒数の推移



※平成18年度からは国・私立学校、平成25年度からは高等学校通信制過程も調査対象としている。

児童生徒の自殺に関する調査研究協力者会議において、

- ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月)
- ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成22年3月)
- ・「子供に伝えたい自殺予防」(平成26年7月)
- ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂)」(平成26年7月)

を作成、公表しており、活用が求められる。

さらに、以下の通知および事務連絡により、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施するなど積極的に推進することを依頼するとともに、SOSの出し方に関する教育の教材例を示している。

- ・「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」(平成30年1月23日付け通知)
- ・「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について」(平成30年8月31日付け事務連絡)

また、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」で行われた審議のまとめでは、今後必要な施策として、SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育の充実、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・対応に資するICTの活用、関係機関等の連携体制の構築を挙げている。加えて、自殺対策の政府の基準方針である「自殺総合対策大綱」が令和4年10月に決定され、重点施策として「子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化」を位置づけている。これらの内容を踏まえて、児童生徒の自殺予防に関する取組を行うことが必要である。

おわりに

以上のような調査結果を踏まえて、文部科学省としては、

- 課題の早期発見や支援のための教育相談体制の充実、具体的にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実、24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談事業
- 不登校児童生徒の支援の充実、具体的には不登校児童生徒に対する支援推進事業、校内支援体制の充実促進、不登校特例校の設置促進
- いじめ問題や自殺予防の取組に関する普及啓発・理解促進

等を引き続き実施していくこととしている。

また、

- 1人1台端末等を活用した相談支援の充実
- 現状分析と施策改善に向けた取組

等も促進し、児童生徒の問題行動・不登校等に対する各地域における取組が一層充実するよう、支援していくこととしている。

いじめ、不登校、暴力行為その他の生徒指導上の諸課題への対応に当たっては、校長を中心に学校が組織的に行うことが重要であり、事案に応じて設置者（教育委員会等）への報告及びその指示に基づく対応が求められる。

その際、児童生徒の問題行動や不登校等の背景には、家庭環境など様々な要因の影響も考えられることから、事案に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャル

ワーカー等を活用するとともに、警察、児童相談所、法務局又は地方法務局、人権擁護委員、福祉・医療等の関係機関との連携を積極的に図ることも必要である。

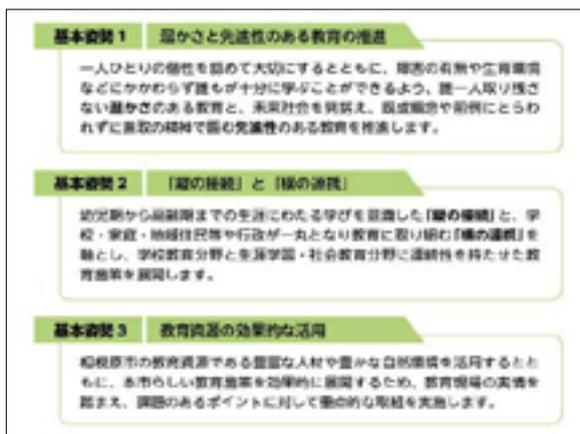
今回の調査結果からは、コロナ禍における生活様式の変化や社会の不安が、子どもたちの意識や行動等にも大きな影響を与えていることがうかがえるが、子どもたちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性があること等も考えられ、引き続き周囲の大人が子どもたちのSOSを受け止め、組織的対応を行っていくことが重要である。

教員志望者の心に灯をともします！

～「さがみはら大冒険!」「ナイトフォーラム」「学DAY!」の実施～

はじめに

相模原市では、社会情勢の変化や今日的な課題に対応するため、本市の教育が目指す人間像「共に認め合い 現在と未来を創る人」を掲げ、その実現に向けて、次に示す基本姿勢を意識した様々な教育施策*1を展開しています。



本市が目指す人間像の実現のためには、子どもたち一人ひとりの学びを支える教員人材の育成及び確保が重要となります。そこで、施策の1つとして「教員の確保」を示し、市教育委員会全体で、子どもたちの未来を切り拓く力などの育成に向け、人間性、信頼性、向上心を兼ね備えた人材の確保に努めております。

また、全国的に教員の人材不足となっている状況から、本市においても、人材確保に向けた取組の更なる充実が必要と考え、令和3年度より、教員志望者が「本市教育の魅力を知る」機会をつくってきました。

*1第2次相模原市教育振興計画

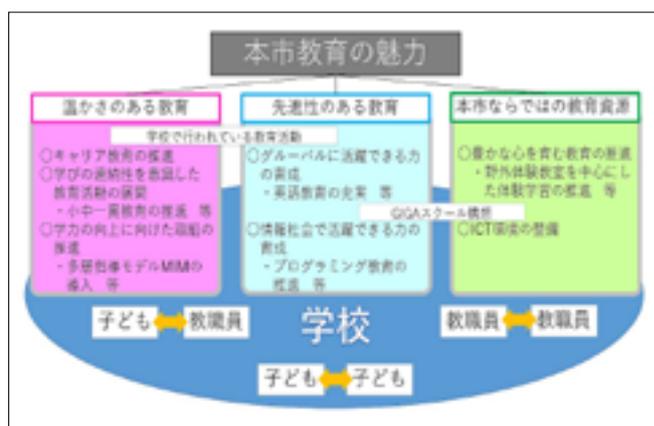
https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_001/016/029/202004/keikaku_202004.pdf

1. 本市教育の魅力の整理

まず「本市教育の魅力発信」について検討するにあたり、主な教育施策を次の3つのポイントを意識して整理しました。

整理する際の3つのポイント

- ① 基本姿勢との関連
- ② 具体的な取組との関連
- ③ ①②と学校との関連



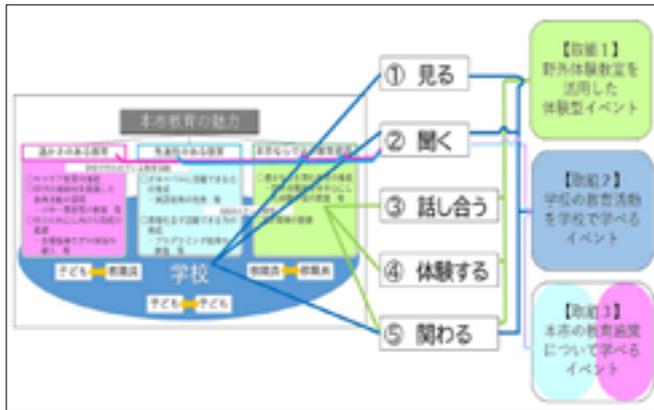
2. 発信方法の検討（新たな取組の創造）

次に「本市教育の魅力発信」について検討しました。この時に大切にしたのは、日ごろの授業や研修等における、参加者の学び方です。

【学び方】

- ① 見る
- ② 聞く
- ③ 話し合う
- ④ 体験する
- ⑤ 関わる

本市教育の魅力と学び方とを関連付け、3つの取組について創造しました。



3. 取組の計画

本市においては、教員志望者の育成に向けた「さがみ風っ子教師塾*2」事業として、以前から行っている、現職教員と交流できる「見たい！聴きたい！学びたい！フェスタ（学フェス）」といった各種イベントと、新たな取組との有機的な連関を意図し、「連関プラン」として整理することを通して、参加者が参加しやすい場の設定を計画しました（図「連関プラン」）。

*2さがみ風っ子教師塾ホームページ
<http://www.sagamihara-kng.ed.jp/kyoushijyuku/>

4. 実際の取組

(1) さがみはら大冒険! ONE STAY

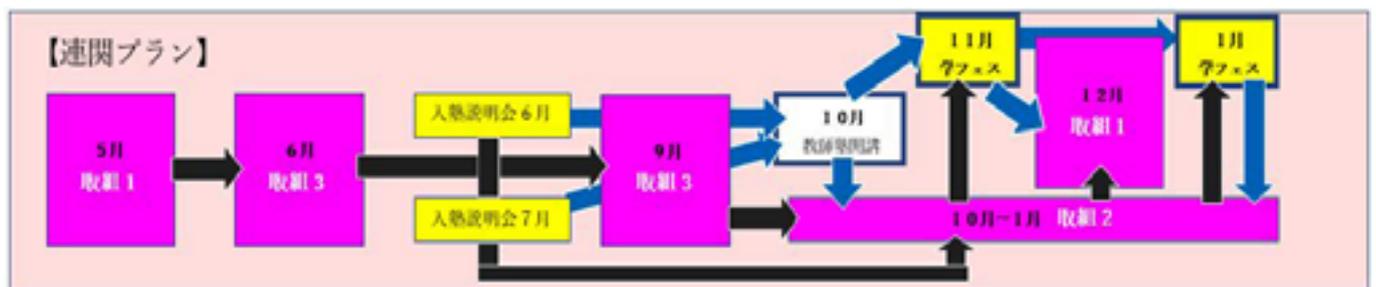


本市の教育資源の1つである「相模川自然の村野外体験教室*3」を活用し、その周辺の自然などに触れる体験活動を通して、本市教育の魅力を感じることを目的に、教員志望者の交流会を実施しました。

*3相模川自然の村野外体験教室ホームページ
<http://www.sagamihara-kng.ed.jp/wakaayu/>

【主な内容】

- ・火起こし体験
- ・イニシアチブゲーム体験
- ・キャンプファイヤー企画・運営体験
- ・体験活動企画・運営体験 など



図「連関プラン」

【取組】
本市の教育施策
について学べる
イベント

(3) ナイトフォーラム (オンライン)

「学び場DX STEPUP賞」

STEP 1 4 低 ○×ゲーム (場所を移動する)、立派し (場所を移動し、変つける)

STEP 2 1-5 低 鑑賞 (動画や写真を見る)、読み聞かせ (話を聞く)

STEP 3 6 低 好きな場所発見! (好きな場所に移動する)

STEP 4 4 中 じりとり (言葉をつなぐ)、運動会 (ラリー) (決められた場所を移動する)

STEP 5 7-5 中 みんなで歌おう! (歌を歌う)、好きなこと発表会 (好きなことを発表する)

STEP 6 2 高 みんなでZOOM (アイテムを置き、みんなが安心できるように空間を作る)

STEP 7 3 高 バーチャル授業 (一つの課題をみんなで解決する)、シャブリ場 (アーマに近づいて会話する)

人との関わりを通して、自己肯定感や自己有用感を高める

②ゲームに込めた本市教育の魅力発信の工夫

- ・謎解きゲームについては、市内学校の所在地が分かる地図を手掛かりにしなが、解答できるようにしました。
- ・謎解きゲームをクリアできると、市内学校の子どもたちの様子を写真で見ることのできる「学校こどもミュージアム」に入室できる仕組みにしました。



「ゲームを通してアイスブレイキング」



「謎解きで自然に協力」



「写真を見ながら子ども理解」



「アバターの距離が縮まりました」

【参加者の感想 (一部)】

- バーチャル空間においても主体的・対話的な学びを体験することができ、相模原市の目指す教育について理解を深めることができました。
- 謎解きゲームで仲間と相談したり意見を共有したりして、達成感を味わうことができました。相模原市で輝く子どもたちの様子をミュージアムで見ることができ、より一層相模原で教員として働くことの魅力を感じました。
- バーチャル空間で、みんなが本当に自分と同じ空間で謎解きやミュージアムの見学をしているような感覚でとても面白くてリアルでした。

Sagamiharashi Board of Education presents

ナイトフォーラム

相模原市の教育の主な施策や取組を紹介します

令和4年9月20日 (火)
午後6時30分から午後7時40分まで

Target ・教員免許取得の方 ・教員志望の大学生の方 ・教員の仕事に興味のある高校生の方	Holding method オンライン (webex cisco)
Application period 令和4年9月 5日 (月) から 令和4年9月16日 (金) まで	

教員志望の社会人や大学生、高校生に対し、本市教育の主な施策の具体的な内容を知る機会をオンラインで提供し、本市教育への関心を高めることに繋がりました。

【主な内容】

- ・本市の推進するキャリア教育
- ・本市の推進する授業づくり
- ・本市の推進する GIGA スクール構想
- ・本市の教職員の人材育成 など

【実施にあたって】

- ①参加者の主体的な参加を意識した内容構成
教育施策の説明後、現職教員の声を聞くことのできる流れとし、教育施策と学校との繋がりが分かるような内容としました。

4:30	6:33	6:43	6:53	7:03	7:08	7:13	7:24	7:38
	相模原市が推進する施策や取組					現職の先生方の声 ①		
開会	キャリア教育	授業づくり	GIGA スクール構想	教職員の 人材育成	学びの 働き方 改革	小学校教員 中学校教員 養護教諭 栄養教諭 等	懇 話 会	閉 会
	highlight	highlight	highlight	highlight	highlight	highlight		
	4:30-5:00 5分 5分 5分	5:00-5:30 30分	5:30-6:00 30分	6:00-6:30 30分	6:30-7:00 30分	7:00-7:15 15分	7:15-7:30 15分	7:30-7:38 8分

【参加者の感想（一部）】

- ・相模原市がどんな教育を目指しているのか明確で、教員同士の意見交換や現場の意見を大切にされている感じがとても伝わり、相模原で教員をする良さが伝わりました。
- ・現在相模原市で教員をしている方の意見を聞くことができ、雰囲気や学校の考え方を理解することができました。

(4) 学 DAY!

【開催先】
中野の教育活動
小学校で実施する
イベント

小学校校長会との
コラボ企画



教員志望の大学生に対し、本市小・中学校及び義務教育学校の教育活動等の魅力を実際に学校現場で味わい、教職への思いをさらに高められるよう学校参観を実施しました。

【実施にあたって】

①教員志望の大学生のニーズを把握

アンケート結果
「学校参観に関して
興味がある内容」



②参加者のニーズを踏まえた内容の工夫（一部）

【参観型】「校長先生と学校探検！！」

- ・校長先生の案内により、全学年の普段の教育活動の様子を参観し、子どもの学習の様子や教師の関わり方などを知るとともに、参観して気付いたことなどについて協議し、学びを深めることができます。

【参観・体験型】「『先生の仕事』体験できます！」

- ・希望する学年で、授業参観ができたり授業の補助として子どもと関わったりすることができます。

【給食試食・参観・体験型】授業参観及び座談会「現場の先生と語ろう」

- ・授業参観ができたり、若手の先生方と話をしたりすることができます。



「先生体験にどきどき」



「子どもたちが遊びに誘ってくれました」

【参加者の感想（一部）】

- ・授業を参観し、押さえるべきポイントを押さえつつ、人との関わりやグループワークを通して自分の考えを深め、振り返りを通して自分の成長を客観視する仕組みを発見できました。
- ・授業と休み時間、授業中でも話し合いと問題に取り組む場面で、一瞬にして空気感が変わり驚かされました。
- ・6年生と1年生の交流で、6年生が1年生をリードして進めている姿に自分より大人ではないかと感じるほどでした。

おわりに

今回紹介したイベントの他に、令和4年度中に、取組1となる「さがみはら大冒険! in やませみ」と取組2となる「高校生限定企画『さがみはらの小学生とあそぼう!』」を実施します。

今後も、本市ならでの強みを生かしながら、本市教育の魅力を積極的に発信し、教員志望者の心に灯をともしたいと考えています。

GIGAスクール構想 「那賀町モデル」推進に向けて

～学校現場の声と教育行政の動き～

はじめに

GIGA スクール構想は、これからを担う子供たちに求められるスキルを養い、時には IT の危険を理解し学習していくことができ、時代の移り変わりに柔軟に順応し思考する力を身に着ける機会を日頃から受けられる環境とすることが重要です。

当町は四国の右下に位置しており、人口約 7,000 人で町土の9割は山に覆われている自然豊かな町です。しかし、人口流出は激しく、加速する過疎化を食い止める方法を検討する一方で、「新しい時代に対応した「なか」の人たちの可能を引き出す学びの実現」を基本理念として掲げており、GIGA スクール構想拡充を好機として捉え、那賀町教育行政のひとつの柱としているところです。

1. GIGAスクール構想の推進拡充・環境整備

(1) GIGA スクール構想のはじまり

那賀町では平成 29 年度から GIGA スクール構想の先駆けとして、全教室にアクセスポイントを設置するほか、グループ1台に端末を整備するなど、県内では比較的先進的な環境整備を行い、独自の端末利用方法について研修や検討を重ねてきました。推進にあたり、どの OS が効果的なのか、必要なアプリケーションはなにか、などの課題があげられ、教育委員会視察で他県の状況を把握するほか、学校現場の要望を取り入れることとしました。

(2) GIGA スクール構想「那賀町モデル」

令和2年度にコロナ禍となり、学校は休校し、GIGA スクール構想は年次整備を急激に早め約半年で整備完了までもっていかねばならない状況となりました。しかし、那賀町は少しずつ進めていた環境整備も伸び悩みを見せしており、一括で環境整備ができることはまたとない好機で

した。GIGA スクール環境を有効に活用することができれば様々な課題が簡単に解決できます。私は、「このままでは学校現場に機械と環境だけが導入され、先生方に苦勞と不便をかけてしまう。この事業をどうしたら広く理解し、授業に活かしてくれるか。」と考えました。そこで打ち出した方針が GIGA スクール構想「那賀町モデル」です。大きな環境整備等は指示のある通りに実施しておりますが、大きく違うのが「教職員参加型」という点です。職員間での差が大きかった那賀町では、活用能力の底上げが必要不可欠でした。日頃使用する端末に苦手意識があって、学習効果の高まりを得ることはできません。しかし、どうやったら動くのか、自分の理想とする活用方法はなにかなど、活用方法を自ら考える機会を設けることで、「やらされている」ではなく「やってみよう」に意識が変わります。実際、初期段階では「不便」「わからない」などの声が多数ありましたが、現在では「こうしたらより実践的になる」や「このアプリが非常によさそうだ」などの積極的な声が教育委員会に寄せられるようになりました。これは ICT 活用力が高まり、活用方法や活用事例を学校職員独自で作り出している実績となっています。

2. 那賀町モデルについて

(1) 那賀町モデルの基本理念

那賀町モデルを推進するにあたり基本理念と3つの柱を掲げています。

基本理念	
那賀町立小中学校の核となる学習形態を目指す	
3 つ の 柱	学校の意見を吸い出す体制づくり
	学校職員が参画・実践できる環境づくり
	予算確保は最優先

1つ目の柱を実現するために、「那賀町 GIGA ワーキンググループ」を組織しました。内容としては月1回のオンラインによるワーキンググループのほか、各学校の推進状況や利活用での困り感を吸い出し、教育行政に挙げる役割を担っています。構成員は、各学校那賀町 GIGA 推進担当・学校長・GIGA スクールサポーター・ICT 支援員・教育委員会担当者となっています。

2つ目の理念は、那賀町 GIGA ワーキンググループを通して、質問や困り感を即時解決できる環境を確立しています。図のような GIGA 環境を活用したチャットや質問フォームを作成することによって気軽に疑問をぶつけることができます。それにより躓きを一瞬でもなくし、より進んで利活用に取り組むことができます。また、年に1回活用事例報告会という発表の場を設けており、それぞれの利活用方法を他校と共有し、活用の幅をさらに広げることができています。



最後の理念に関しては、那賀町 GIGA ワーキンググループで協議した事項により、予算措置が必要となった場合は、那賀町全校の総意として捉え、可能な限り財政担当課に予算要求を行っています。

これら3つの理念は取り組みとしては当たり前でも続けることが難しいと考えています。令和2年度から始まったワーキンググループは今年で2年が経過しました。継続することが学校職員の力になり、より良質な学習効果を生み出すことができます。学校の協力なしに GIGA スクール推進はあり得ないと痛感した2年でした。

(2) 那賀町 GIGA ワーキンググループについて

那賀町 GIGA ワーキンググループでは前述した以外にもさまざまな取り組みを行っています。

那賀町 GIGA ワーキンググループの取り組み	効果目的
月1回の定例会議	定期報告・諸連絡と活用にあたっての議題協議
導入アプリケーションのデモ	学校職員が数社からプレゼンを受けることにより、自ら使いやすいものを選び、活用方法を想像しやすくする
情報セキュリティポリシーの制定	現場の職務を阻害していないか確認しつつ、セキュリティ強化のためのポリシー制定
ICT 環境整備計画策定	学校備品の洗い出しと計画策定
活用事例報告会	年1回、オンラインによる活用事例を持ち寄っての発表を行う。オンライン授業で必要な画面共有やポイントでの注目など、技術的練習も含まれており、参加することで確実にスキルアップにつながる。
端末年度更新作業	ワーキンググループで研修するほか、各校で対応する年度更新作業を円滑に進める。

記載した事項は一部ですが、学校の取り組みや先生方の「やってみよう」という思いを絶やさないよう継続しています。特にワーキンググループを開催することで、那賀町 GIGA の現在の推進状況がわかり、会議参加者以外にも議事等を回覧することで全体把握も簡単にできる点がメリットとなっています。

各方面から大量の通知が来る学校だからこそ、一つに特化した仕組みを作ることにより、意識して活用に取り組んでいただけます。

他にも那賀町 GIGA の特設ページを作成し、マニュアルや保護者通知、過去の研修動画等を誰でもいつでも見られるようにしています。



また、Microsoft Teams のチャットを用いることによって、グループ通知の他に、個人チャットで質問や対応、依頼やデータのやり取りなどを簡単に行うことができます。出張等で電話が繋がらなくても即時解決できる問題は 24 時間対応するようにしています。

3. 成果と課題・今後の目標

那賀町モデルの理念を掲げ、那賀町 GIGA ワーキンググループを組織したことにより、那賀町の GIGA スクール構想は独自の研究と成果を上げ、学校現場に円滑に浸透していきました。取り組み内容としては学校職員が対象でしたが、スキルアップや IT リテラシーが伸びたことにより、授業の側面でも成果を出しています。ICT 教育とは言いつつも、電子黒板や GIGA 端末はあくまでもツールであり、職員の教育力が求められます。課題としては教職員の異動が懸念されます。積極的に那賀町モデルを推進していただいている先生もいずれは異動されます。そうなったときに新しく来た先生に理解し実践していただく必要がありますが、その体制づくりまではまだ至っていません。那賀町モデルを推進し、那賀町の核となる学習形態として根付かせ、町外から異動してきた先生には、今まで蓄積してきた那賀町のノウハウをそのまま実行できるような研修動画や仕組みづくりをこれから実施していきたいと考えています。

おわりに

教育行政は事業を打ち出し、予算をつけ、契約をすれば終わりではありません。特に那賀町のような過疎地域で指導主事等もおいていないような市町村は学校現場の

声や実態を把握しないまま事業を展開することになり、意味のない施策とならないように気を付ける必要があります。私は一般事務職員ですが、GIGA スクール構想は那賀町の課題を少しでも解決できるメソッドとなると思い、素人ながら全力で取り組んできました。教育行政は児童生徒・教職員がいて初めて成り立つことを自覚し、現場の声を吸い上げ、よりよい環境づくりを検討していくことが重要ではないでしょうか。私は学校に足を運び、学校職員の方々から数々の困り感や要望を聞くたびにこのことを強く感じます。各自治体独自の課題解決に向け、今一度学校現場の声を聴いてみてほしいかもしれません。

トビタテ!留学JAPAN新・日本代表プログラム【高校生等対象】 (第8期生)の応募申請が開始します

総合教育政策局国際教育課

令和5年度から開始される「トビタテ!留学 JAPAN」第2ステージについては、教育委員会月報 2022 年 11 月号でお知らせをしたところですが、いよいよ新・日本代表プログラム【高校生等対象】(第8期生)の応募申請が開始します。

応募申請期間は以下のとおりです。

- ①現在の高校1・2年生及び中等教育学校又は併設型中高一貫校の現在の中学3年生は、**2023年2月上旬(未定)～2月24日(金)17時(予定)**
- ②新高校1年生及び現在の中学3年生のうち①以外の者は、**4月以降に申請受付予定**

○応募にあたっての留意点

◆応募する生徒は学校に相談を

本プログラムへの応募は、オンライン申請により行います。応募する生徒が入力した申請書類は、各高等学校等の担当者より、日本学生支援機構にオンラインで提出をいただきます。応募する生徒はまずは在籍している高等学校等の担当者にご相談下さい。

◆申請期限について

各高等学校から日本学生支援機構への申請期限は2月24日となりますが、応募する生徒から高等学校等への申請期限は、各学校において設定をいただきます。各学校の担当者は各学校の申請期限について生徒への周知をお願いします。

◆応募書類(オンライン入力)の作成について

応募する生徒は、「トビタテ!留学 JAPAN 新・日本代表プログラム ホームページ」から、オンライン申請システムにアクセスいただき、入力して下さい。

なお、応募する留学計画書の内容は、在籍高等学校等の校長が教育上有益なものとして認められることが必要となります。

■トビタテ!留学 JAPAN 新・日本代表プログラム ホームページ

<https://tobitate.mext.go.jp/newprogram/hs> (オンライン申請のページは、2023年2月に開設の予定です。)

◆応募書類の作成の前に(留学計画書作成準備シートについて)

オンライン申請前に留学計画書作成準備のための留学計画書作成準備シートを用意しています。シート項目を確認いただき、応募理由、留学の概要、実施する探究活動の内容、自由記述、自己PR等について十分な時間をとって作成の準備を進めて下さい。

■留学計画書作成準備シート

<https://mext.ent.box.com/folder/176754360681?s=15buqap019q4gh0rz2i1xmi4ymgsgq1q>

○応募スケジュールについて

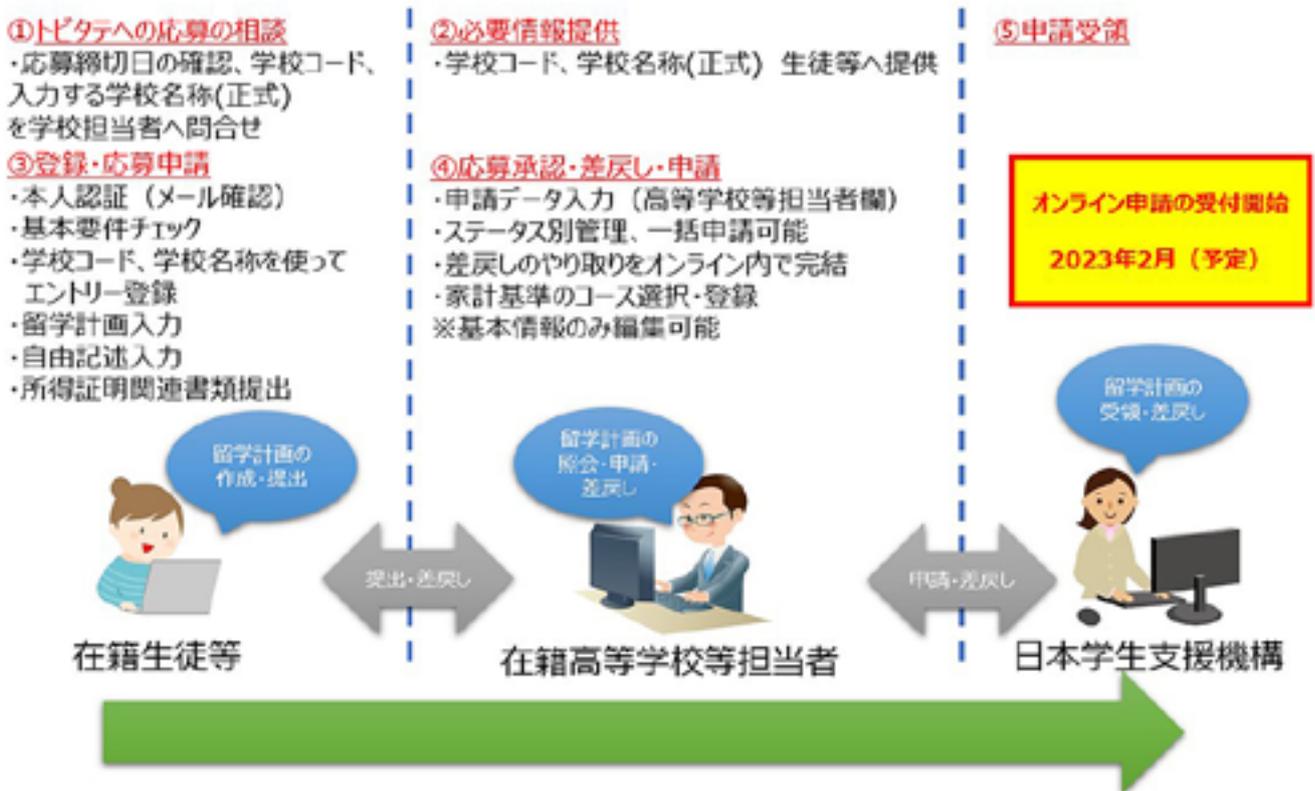
応募スケジュールは以下のとおりです。応募する生徒は、まずは留学計画書作成準備シートを活用して応募の準備を進めて下さい。また、在籍する高等学校等の申請期限を確認して下さい。



- ① 申請期間 2023年2月（予定）～2月24日（金）17時
※各高等学校等から日本学生支援機構への申請期間です。
- ② 書面審査（一次審査） 2023年3月上旬～3月下旬
- ③ 書面審査結果の通知 2023年3月下旬
- ④ 面接審査（二次審査） 2023年4月1日～16日の土日（予定）（個人面接で実施）
- ⑤ 採否通知 2023年4月下旬

○応募する生徒・学校担当者の手続きの流れについて

応募する生徒・学校担当者が行なう手続きは以下の図のとおりです。①から④の流れに沿って申請を進めて下さい。



- ① **生徒** 応募する生徒は、応募締切日、学校コード、入力する学校の正式名称を学校担当者へ確認して下さい。
- ↓
- ② **学校担当者** 生徒から相談がありましたらトビタテ申請システムから学校コード等の発行手続きを行って下さい。発行された学校コード等を生徒にお伝え下さい。
- ↓
- ③ **生徒** 学校コード等を使ってトビタテ申請システムからエントリーを行ない、留学計画等の入力や、所得証明関連書類等を提出して下さい。
- ↓
- ④ **学校担当者** 生徒から提出された申請書類を確認し、家計基準コースの選択・登録を行って下さい。学校内のすべての応募希望者の確認が終了しましたら、日本学生支援機構へ申請をして下さい。

○応募に関するお問い合わせ先

応募に関するご不明な点がありましたら以下にお問い合わせ下さい。

トビタテ!留学 JAPAN 新・日本代表プログラム事務局

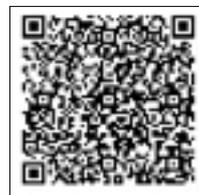
独立行政法人日本学生支援機構 グローバル人材育成部 グローバル人材育成企画課

【電話】 03-5253-4111 (内線 4940)

【対応時間】 平日 9:30 ~ 18:15

【問い合わせ専用フォーム】

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=mema-lgmhkd-2041370b151343c497a32b3eb54cf539>



トビタテ!留学 JAPAN は、意欲ある皆さんの応募をお待ちしております。



専門高校等の学びの祭典
第32回全国産業教育フェア青森大会

令和4年10/15(土)16(日)開催

さんフェア青森2022

響かせよう産業の音色 ～縄文の風吹く青森で～

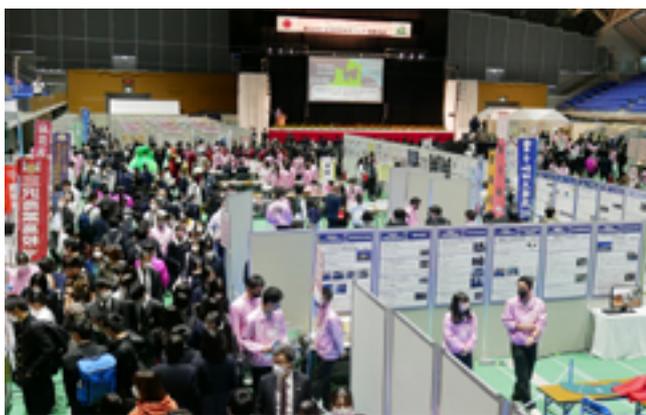


開催期日 令和4年10月15日(土)～令和4年10月16日(日)

会場 新青森県総合運動公園マエダアリーナ ほか

初等中等教育局参事官(高等学校担当)付産業教育振興室

令和4年10月15日(土)・16日(日)、新青森県総合運動公園マエダアリーナなど、青森県内6会場にて、全国の専門高校等で学ぶ生徒が日頃の学習成果を発表する、「第32回全国産業教育フェア青森大会」が開催されました。青森大会では、「響かせよう産業の音色～縄文の風吹く青森で」をキャッチコピーに、全国の専門学科や総合学科で学ぶ高校生、特別支援学校の生徒、小・中学生、保護者、教職員のほか、企業・大学・専門学校等の関係者、さらに、多くの一般の方々など、多くの来場者を迎え、魅力ある産業教育の取組を青森県から発信することができました。



<メイン会場全景>

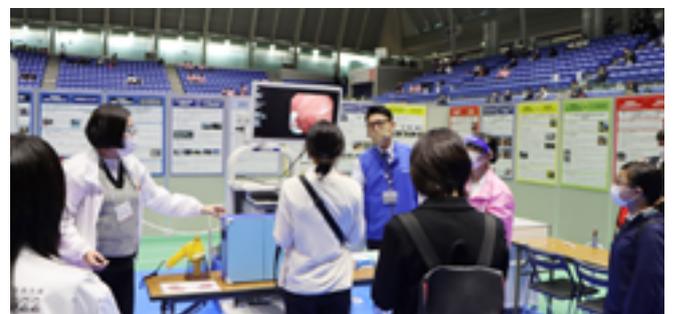
「オープニングアトラクション」は、特別史跡三内丸山遺跡のマスコットで、本大会のマスコットでもある「さんまる」が夢で見た青森ねふたに興味を持ち、現代にタイムスリップしたところ、さんフェアの会場にたどり着いたという寸劇から始まりました。その後、開会式典、青森山田高校吹奏楽部による演奏「煌夜―祭の幻想」、弘前実業高校による

チアダンスが、大会の始まりに華を添えてくれました。



<チアダンス>

「県内企業魅力体験」では、青森県のさんフェア関係校35校が地元企業等と連携した取組をポスターで発表するとともに、各専門教科等を代表して、来場者に体験してもらうメニューを準備したところ、予想以上に好評でした。



<内視鏡操作技術体験【看護】(黒石高校×青森オリンパス)>

「青森県の産業の魅力語る」トークイベントでは、青森県出身で津軽塗の職人を祖父に持つタレントの王林さんと生徒実行委員会が、青森県の産業の魅力について語り合いました。王林さんは青森の産業を後世に伝えるこ

との大切さや、東京に出てみて、改めて青森の魅力を発見したことなど、若者の心に響くトークを展開しました。



＜こざん刺しを施したシューズについて語る王林さん＞

りんご娘さんのステージでは、青森中央高校の生徒が製作した衣装をまとったりんご娘さんがアンコールに応え、最後の曲「だびょん」では会場が一体となり、大いに盛り上がるシーンとなりました。



＜りんご娘さんのステージ＞

わくわくこども商人では、ビジネスの面白さを伝えるため、6つの仕事体験を準備し、その報酬「あがるマネー」で5種類の買い物や遊びができる仕組みで楽しませました。



＜わくわくこども商人（あきんど）＞

ファッションショーでは、「桜華」というテーマで、弘前実業高校服飾デザイン科の生徒が全て手作りした衣装をまとい、ランウェイで表現する姿に多くの来場者が魅了されました。



＜ファッションショー＞

フラワーアレンジメントコンテストでは、「縄文の風」というテーマで、全国の60名の生徒が花材やりんごなどの資材で作品を製作しました。



＜第21回全国高校生フラワーアレンジメントコンテスト＞
【文部科学大臣賞】静岡県立田方農業高等学校 鈴木 花

クッキングコンテストでは、「高校生が元気になるランチ」というテーマで、全国の6チームによる2次審査を行いました。



＜全国高校生クッキングコンテスト＞
【文部科学大臣賞】青森県立百石高等学校B

介護技術コンテストでは、2年前に脳梗塞で入院し、軽度の麻痺と中等度の認知症がみられる78歳の女性の介護という課題に対し、全国の12チームが介護技術を競いました。



<第9回全国高校生介護技術コンテスト>
【文部科学大臣賞】佐賀県立嬉野高等学校
一ノ瀬 弥月、田中 佑奈、河上 愛菜

ロボット競技大会では、りんごと岩木山をテーマに、全国の96チームが競いました。決勝ではパーフェクトであるVゴールが続出し、タイムで競い合う白熱したものとなりました。



<第30回全国高等学校ロボット競技大会>
【文部科学大臣賞】学校法人不二越工業高等学校 TREU

実習船青森丸一般公開では、今年度で引退を迎え、19年間海洋実習で生徒の学びを支えた六代目実習船青森丸の船内を、感謝の意味も込めて一般公開しました。

第64回全国産業教育振興大会では、三内丸山遺跡センターの岡田所長による講演、大会決議文の協議・採択を行いました。また、全国から来られた皆様に対するおもてなしとして、津軽民謡歌手かすみさんによる、津軽の

民謡と手踊りを披露しました。



<実習船青森丸一般公開>



<第64回全国産業教育振興大会後のおもてなし>

「文部科学省事業発表会」では、文部科学省の地域との協働による高等学校教育改革推進事業（プロフェッショナル型）の研究指定校で学ぶ生徒たちによる、実践内容や事業を通して学んだ成果等についての発表や展示が行われ、専門高校の優れた教育活動と生徒たちの学習成果を来場者に伝えることができました。



<文部科学省事業発表会の様子>

高校生の想いや希望は、交流を通して次期開催県の福井県の高校生に引き継がれました。



<福井県（次期開催県）との交流>

総合閉会式では、次期開催県となる福井県に大会旗の引継ぎを行いました。



<大会旗引継>

本大会を通じて、令和3年度の発足当初はあどけなかった生徒実行委員会が、コロナ禍で準備を進めなければならない中でもSNS等をフル活用してコミュニケーションを深め、課題発見・解決していく逞しさや、主体的にアクションのシナリオ作成を進めていく態度など、回を重ねるごとにどんどん成長していく姿に驚かされました。また、産業教育を教える側の教職員の協力体制や機動力の高さも素晴らしいものでした。

本大会はこのような生徒約1,500人、教職員約400人、教育委員会約50人によって運営され、2日間の来場者数は延べ10万2千人となりました。



<大会直後の生徒実行委員会>

コロナ禍ではありましたが、参集型で開催することに対する外部から寄せられた意見は1件も無く、むしろ「コロナ禍で学校行事等が制限される中、高校生が活躍できる場を作ってくれたことに感謝したい」という声をいただきました。お陰様で産業教育の醍醐味である、本物や実物に触れ、基本方針にあるとおり「体感できるフェア」とすることができました。



<タッチプール>

次回の第33回大会は、福井県の「福井県産業会館」を主会場に、令和5年10月28日（土）、29日（日）に開催される予定です。

最後に、本大会の実施に御尽力いただいた多くの方々に厚く御礼申し上げますとともに御参加いただいた皆様に心から感謝申し上げます。



大会マスコット「さんまる」
(三内丸山遺跡マスコット)

GIGAスクール関係の最新情報をお届け!

GIGA StuDX 推進チーム



The graphic features a blue background with a white laptop keyboard on the right. On the left, a white card displays a QR code and the text: 「GIGAスタ」で検索! 特設ウェブサイト 「StuDX Style」. Below the card are two pens. The central text reads: GIGAに「慣れる」「つながる」活用事例を多数掲載! スタディーエックス スタイル StuDX Style. Below this is the URL: StuDX Style : <https://www.mext.go.jp/studxstyle/>. Further down, it says: GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革していくカタチ. The bottom section is divided into three parts: on the left, a smartphone displays the StuDX Style app interface with the text 月2回 配信!; in the center, an envelope icon points to a QR code with the text 1分で登録!; on the right, an illustration of a woman with a laptop is accompanied by the text GIGA StuDX推進チームから 最新情報をお届け! and 文部科学省 GIGA StuDX推進チーム.

GIGAに「慣れる」「つながる」活用事例を多数掲載!

スタディーエックス スタイル

StuDX Style

StuDX Style : <https://www.mext.go.jp/studxstyle/>

GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革していくカタチ

月2回 配信!

GIGA StuDX推進チームから
最新情報
をお届け!

1分で登録!

文部科学省 GIGA StuDX推進チーム

メルマガ登録 : <https://mailmaga.mext.go.jp/mypage/regist/T3sbTRTTsb3gT37e>

ひとりごと

「Mission impossible」

大阪から研修生として文科省へやってきたのは、10月。この原稿を書いている私は、こちらに来て、まだ3か月目である。そんな私に、この『ひとりごと』の依頼が舞い込んできた。そうなったのも『いい意味』で、隣の席のMさんのおかげではある。せっかくの機会なので、この3か月の東京生活について書いてみたいと思う。

大阪から東京へ旅立つ日。不安な気持ちしかなかった。

というのも電車通勤をしたことがない、一人暮らしすらしたことがない私にとって、東京という街で本当に暮らせるのか、仕事のこともそれよりもそれが心配だった。

案の定、勤務初日から朝の通勤ラッシュ。もうこれ以上人が乗ることはできないだろうと思うほど車内にはすでにたくさんの人が乗っている。私は、その電車に乗るか乗らないか悩んでいたら、後ろからさらに人が押し寄せ、その波にのまれながら何とか乗車した。これからこれが毎日続くのかと考えるだけで地獄だった。しかし、慣れというのは恐ろしい。今では、自分が前の乗客を押してまで乗り込むようになった。

一人暮らしも同じである。最初は、環境が変わり、なかなか眠ることができなかったが、今ではぐっすり眠れるようになった。また、休みの日は家に引きこもっていたが、最近では、自転車や電車に乗ってでかけたりするようにもなった。環境が変わっても何とかできるのである。むしろ、今の自分は、次の休みの予定を考えることが楽しみとなり、東京での一人暮らし生活を満喫している。

ただ唯一の悩みとしては、食費である。東京でのランチを楽しもうとすると、だいたい千円近くの出費になる。もちろんチェーン店やコンビニで済ませれば、安く抑えられるのだが、せっかく東京に来たのだ。そして、何よりも文科省の近くには、たくさんの飲食店がある。ここでしか食べることができないこともものを食べたいという欲には勝てない。そのため、食費に係る出費は、大阪で暮らしていたときよりも倍近く増えてしまった。

これを解決するには、妻に小遣いを増やしてもらうしかない。私は妻と子供を大阪に残し、単身赴任している。そのため、家族とはテレビ電話で定期的に連絡をとるようにしている。しかし、この連絡は今の私にとって、妻との良好な関係を保ちながら小遣い交渉をするための手段となってしまった。いつ小遣い増額について話すか、現在タイミングを図っている。残りの東京生活を満喫できるかどうかがかかった大事なミッションである。

この記事が掲載されるころ、私のランチはどうなっているのだろう。

(T.I)

あ と が き

- 特集は児童生徒課より「生徒指導提要の改訂について」です。
 - 事業紹介は教育課程課教育課程企画室より「特定分野に特異な才能のある児童生徒の指導・支援について」です。
 - 調査・統計は児童生徒課より「令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について」です。
 - シリーズ「地方発!我が教育委員会の取組」として、相模原市、徳島県那賀町の各教育委員会から取組のご紹介をいただきました。多種多様な取組をぜひご覧ください。
 - お知らせは、総合教育政策局国際教育課より「トビタテ!留学 JAPAN 新・日本代表プログラム【高校生等対象】(第8期生)の応募申請が開始します」、参事官(高等学校担当)付産業教育振興室より「第32回全国産業教育フェア青森大会さんフェア青森2022」、GIGA StuDx推進チームより「GIGAスクール関係の最新情報をお届け!」です。
 - 新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いたします。
-
-

「教育委員会月報 令和5年1月号 No.879」

- ・発行・著作 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
- ・〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
- ・TEL : 03-5253-4111(代表)
- ・URL : <https://www.mext.go.jp>



文部科学省